

ID: 112

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用の許可(変更許可を含む。)		
例規名 根拠条項	村田町ふれあいセンター条例 第3条第1項		
例規番号	平成13年条例第11号		
【基準】			
<p>第3条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 ふれあいセンターを使用しようとするものは、町長の許可を受けなければならない。 許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 町長は、使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。ただし、第3号の規定にかかわらず町長が特に必要と認めたものは、この限りでない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。 (3) 営利を目的としたものと認めるとき。 (4) その他管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日